

八代市笑顔 d e あいさつ日本一運動キャッチフレーズ及びシンボルマーク仕様に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、八代市笑顔 d e あいさつ日本一運動を市民総参加で推進していくために作成したキャッチフレーズ及びシンボルマーク（以下「キャッチフレーズ等」という。）の仕様に関し必要な事項を定めるものとする。

(字句及び図柄)

第 2 条 キャッチフレーズ等の字句・図柄及び仕様は、別記のとおりとする。

(使用料)

第 3 条 キャッチフレーズ等の使用料は、無料とする。

(使用の届出)

第 4 条 キャッチフレーズ等を使用した商品を販売しようとする者は市長に届出なければならない。

(届出方法)

第 5 条 前条の届出をしようとする者は、八代市長に対し、届出書（様式第 1 号）に次の内容を記載し提出しなければならない。

- (1) 使用希望者名（個人または団体名等）
- (2) 使用希望期間（3 年以内）
- (3) 商品の名称
- (4) 用途（目的、使用方法など、できるだけ詳しく）
- (5) 連絡先

2 当該届出は、原則として利用希望日（又は利用希望開始日）の 7 日前までに行わなければならない。

3 市長は、キャッチフレーズ等の使用の届け出を受理したときは、使用の届け出をした者（以下「届け出者」という。）に対し、使用に関して必要な条件を付することが出来る。

(使用の中止)

第 6 条 市長は、届け出者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その使用を中止させ、又は使用物件の回収その他の必要な措置を求める事ができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認した内容に違反したとき。
- (3) 使用に際して付した条件に違反したとき。
- (4) 次条の規定に違反したとき。
- (5) その他市長がキャッチフレーズ等を使用させることが適当でないとき。

(改変等の禁止)

第 7 条 販売目的に限らずキャッチフレーズ等を使用する者（以下「使用者」という。）は、八代市が認める仕様を超えて、キャッチフレーズ等を改変し、または、一部に限って使用し、又は他の文字若しくは図形と重ねて使用してはならない。

(使用の制限)

第 8 条 使用者は、キャッチフリーズ等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッチフリーズ等を使用することができない。

- (1) 八代市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (4) その他市長が適当でないとき。

第 9 条 八代市は、使用者（八代市を除く。次条後段において同じ。）によるキャッチフリーズ等の使用に係る経費又は政務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 10 条 八代市は、使用者がキャッチフリーズ等を使用したことにより被った損失を補償する責任を負わない。使用者がキャッチフリーズ等を使用したことにより第三者に及ぼした損害を賠償する責任についても、同様とする。

(情報の公開)

第 11 条 市長は、キャッチフリーズ等の利用許諾の状況について、広く利用促進を図る観点から、キャッチフリーズ等の利用状況等についての情報を市ホームページ等で公開することができる。

(事務)

第 12 条 この規定に関する事務は、八代市企画戦略部企画政策課あいさつ日本一運動推進室が行う。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、キャッチフリーズ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 4 日から施行する。

様式第1号

八代市「笑顔 de あいさつ日本一運動」

キャッチフレーズ及びシンボルマーク販売利用届出書

年 月 日

利用希望者名 (個人 または 団体名)			
利用希望期間 (3年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日		
商品の名称			
商品の種類 衣服、旗 など	種類	合計点数(色違い、サイズ 違いも1点でかぞえる)	合計 点
用 途 (目的や使用方法など 記入すること)			
連 絡 先	住所： 電話番号： FAX番号： Emailアドレス： 担当者名：		

※届出は販売を目的とする場合に限りです

添付書類

利用する物件の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)

笑顔 de あいさつクラブへの加入を希望する場合は別途申込書が必要となります